

第10期第2回地域包括支援センター運営協議会 議事録

- 日 時** 令和6年3月26日（火） 18時30分～19時20分
- 場 所** 市役所本庁舎 9階 93会議室
- 出席委員** 堀田哲也会長、木津泉副会長、阿部雅人委員、伊藤純子委員、伊藤康博委員、
小林妙子委員、住吉千津子委員、深瀬良子委員、森田学委員、吉田利昭委員
- 事務局** 白川福祉部長、中村福祉部次長、佐藤介護福祉課長、山部介護福祉課長補佐、地域
包括係 長谷川係長、草賀主査、東梅主査、船山主査、総務係 佐藤主査、
- 議 事** 〈協議事項〉
- (1) 令和6年度苫小牧市地域包括支援センター運営方針(案)について
 - (2) 令和5年度地域密着型サービス事業所等の指導監査の実施状況について
 - (3) 令和5年度地域密着型サービスの事業所の指定状況について
 - (4) その他

協議事項

議事(1) 令和6年度苫小牧市地域包括支援センター運営方針(案)について

(事務局説明：草賀主査)

資料1-1をご覧ください。

この方針は、「苫小牧市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」を踏まえ、苫小牧市地域包括支援センターが地域包括ケアシステムの構築を進めるために取り組むべき包括的支援事業の実施に係るものであり、重点的に取り組む事項、留意すべき事項等を示しています。

第9期計画中に団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025年)を迎え、高齢者を取り巻く社会情勢は複雑化かつ多様化している状況です。また、生産年齢人口の減少により働き手が不足する中で、介護人材不足が慢性的な課題となっています。このような状況下では、専門職がより専門性を発揮できるよう、地域のつながりを維持し、地域における支えあい体制を構築していくことが求められます。

「地域共生社会」の実現が「地域包括ケアシステム」の深化につながるものであり、第9期計画では「いつまでも健康で生きがいを持ちながら安心して暮らし続けられるための地域共生社会の実現」を基本理念とし、進めていきます。

上記基本理念の実現のため、令和6年度に重点的に取り組むことについてです。

令和6年度重点的に取り組むことは、(1)自ら健康づくり、介護予防に取り組む意識を高める働きかけの促進、(2)通いの場や地域活動等を通じて、多様な団体等による住民主体の支えあい体制の推進、(3)地域共生社会の実現に向け、地域の多様な主体や専門職等の関係機関との連携強化の3点としました。

これらは、第9期介護保険事業計画の基本目標に挙げられたものと関連しており、この3点について、令和6年度だけでなく、第9期介護保険事業計画期間中の3年間の重点取組としていく考えです。

では、資料1-2をご覧ください。

令和6年度地域包括支援センター重点取組事項として挙げた3点の背景と具体的取り組みについて、御説明いたします。

まず、自ら健康づくり、介護予防に取り組む意識を高める働きかけの促進についてです。

各地域包括支援センターが参加する一般介護予防評価会議で、住民の介護予防の意識が低いことが課題として挙げられていることや、介護保険事業計画第9期計画を進めていくにあたり、地域包括支援センター連絡協議会から「高齢者が自分の健康を守る、自助努力を高める働きかけをすることが重要」と意見が出されていました。このような現状から、介護予防の必要性を理解し、行動変容につなげられる取組を行っていくことが重要と考えます。

地域包括支援センターは、高齢者がセルフケアできるように、啓発や環境を整え、介護予防の必要性を普及していくことも重要な役割のひとつです。地域包括支援センターの業務量増により、負担が大きくなっている状況を解消していくためにも、高齢者がセルフケア力を高め、介護予防・疾病の重度化を防ぐことで、長期的な見通しとして、自立した元気な高齢者が増え、地域包括支援センターの相談件数の減少につながり、業務負担が軽減していくものと考えます。

目先の成果として現われにくいと思いますが、地道に取り組んでいくことが、いずれかたちになっていくものではないかと思えます。そのために、住民が健康維持や介護予防に興味を持ち、自主的に活動を行えるよう支援する取り組みが重要であると考えます。

具体的取り組みとして、数点取り組み例を挙げました。

住民向けに健康管理・社会参加・地域のつながりの重要性について等、介護予防に関する健康教育を実施すること。リーフレットの配付等で介護予防の重要性を啓発すること。また、高齢者が社会参加することも介護予防のひとつになることから、介護福祉課の事業である、いきいきポイント事業や社会福祉協議会で行っているボランティア事業（だけボラ等）を周知し、ボランティア活動や通いの場の参加等、自助の取組につなげられる働きかけを行っていくこと。介護福祉課で実施している地域リハビリテーション活動支援事業という、理学療法士や管理栄養士などの専門職から助言をいただく事業がありますが、それを活用し、介護予防の機能強化を図る等です。

続きまして、通いの場や地域活動等を通じて、多様な団体等による住民主体の支えあい体制の推進についてです。

背景として、高齢化率が上昇し、高齢者世帯や高齢者単身世帯も増加している状況では、地域でつながりを持ち、助け合う互助の取組が進んでいくことが求められます。地域包括ケアシステムを深化させていくうえでも、不可欠なものです。現在広がっているシルバーリハビリ体操指導士による通いの場等での運動や、専門職でなくてもできる生活援助等が住民主体で実施され継続していくことが望まれます。

この住民主体のサービスの取り組みは、市の総合事業として、令和5年度に2つの団体が新たに取組を開始しました。地域包括支援センターは、このような住民主体のサービス構築に向けて、地域の人材情報をキャッチし、地域の力を発掘していけるよう、視野を広げて日常業務に取り組むことが必要です。町内会活動が活発な町内会等へ生活支援コーディネーター（SC）と共に情報交換の場を持つなど、住民の力を活かし活動できる団体の発掘を目指していく働きかけを行って欲しいと考えています。

また、認知症の取り組みについては、高齢者が地域の住み慣れた場所で、生きがいを持ち生活

し続けられるよう、地域の見守り体制が構築されることが望まれます。認知症施策については、認知症サポーター養成講座等、認知症の理解を広げるための取り組みを行っていますが、令和6年度からは、認知症当事者や家族を支援する取り組みに力を入れていきたいと考えています。

具体的取組例として、総合事業につながるサービス発掘のため、SCと共に町内会や地域の民間企業等と意見交換を実施すること。シルバーリハビリ体操養成指導士が活動できる場の調整・サポート。認知症に関する取組みとして、認知症高齢者と家族の支援からチームオレンジ活動へつなげることとしました。チームオレンジ活動とは、認知症高齢者と家族、認知症サポーターなどの地域の身近な人々がチームを組み、認知症の人の困りごとや希望を聞き取り、本人のやりたいことを一緒に活動するものです。

3つ目は3地域共生社会の実現に向け、地域の多様な主体や専門職等の関係機関との連携強化です。

令和5年度の運営方針では、各地域包括支援センター間や関係機関等との連携強化としていましたが、令和6年度は、地域の多様な主体や専門職等も含めた関係機関との連携強化としました。

背景としまして、高齢者を取り巻く社会情勢は複雑化かつ多様化している状況であり、支援者が一人で抱え込まず、支援者間の連携を広げていくことが重要であるため、多機関・多職種とのつながりをしっかり持ち、役割の明確化を図っていくことが重要です。

令和5年度は、身寄りのない人の支援プロジェクトチームを市福祉部・社会福祉協議会・成年後見センターとともに立ち上げ、身寄りのない人の支援の課題を整理し、多職種・多機関との合同研修会等を実施しました。支援者の経験値に左右されないツールとして、「もしもシート」という、本人の様々な情報を整理した確認シートを作成し、日頃の業務で活用したり、相談先一覧や相談対応の考え方の情報共有を行っています。少しずつですが、支援者が抱えこまずに市に相談するケースが増えており、福祉職以外の法律職も巻き込んだ連携も図れるようになりました。研修参加者の声からも多機関との連携の必要性や望む声が出ています。

また、令和7年度から実施する重層的支援体制整備事業の包括的相談支援の相談窓口として、地域包括支援センターは重要な役割を担うことから、日頃からの関係機関と連携し、役割の明確化を図っていくことが重要です。先ほど説明しましたツールやICTなどを積極的に活用し、業務の効率化を図りながら、関係機関と連携を行っていくことも必要と考えております。

具体的取組例として、日頃の業務や既存の会議等を通じて、福祉職以外の他分野とも情報共有を行い、連携を図ること。地域包括支援センター間の情報共有の場に参加し、日頃から相談しあえる関係性の構築につなげる。令和6年度導入予定の資源管理システムを積極的に活用し、連携に活かす。ケアラー支援（ヤングケアラー含む）、重層的支援体制整備事業、権利擁護に関する研修会等に参加し、多職種の役割を明確にして連携に努める。以上を実施していけるよう運営方針の重点取組事項としました。包括業務も多くありますので、この具体的取組を例として、各地域包括支援センターの状況に合わせて取り組んでいただく考えです。

以上、地域包括支援センター運営方針重点取組事項について説明を終わります。

【質疑内容】

(伊藤(康)委員)

重点取り組み事項の詳細をまとめていただいて、非常に分かりやすいと思いましたが、各7つの包括支援センターに、この重点取組事項について、どのようにシェアして決めていったのかを教えてくださいたいと思います。この運営方針を進めていくうえで、この重点取組に対して研修の機会を持つとか、共有する時間を持つことはあるのか。7つの包括に、地域性は当然ありますし、色々な状況や環境によって違いがあると思うのですが、例えば個別支援に力を入れている包括があったり、地域に深く関わって、町内会など地域活動に重点をおいてる包括、予防給付に力を入れている包括だったりそれぞれだと思います。先程も言ったように、地域性もあるのかもかもしれませんが、個性が強いかなど感じるんですよね。それは否定をしてるわけではなくて、これから先程説明があったように重層的支援体制整備になると、やはり個別支援についてすごく深く関わっていくし、市との連携となると地域支援に関わってくる。そういった幅広く包括が関わっていかなくちゃいけないので、そういった意味で、この重点取り組みを今後どのように各包括支援センターが取り組んでいくのかを知りたいと思いました。

(事務局：草賀主査)

この運営方針については、毎年地域包括支援センターの全体会というものを開催しておりますので、そこで共有しています。今年度は、重点取組をどのように進めていくか、7包括全体で共有し検討する時間を設ける予定があります。そこで共有しながら進めていければと考えております。

(事務局：佐藤課長)

補足をさせていただきますが、今、伊藤さんからもお話いただいたように、やはり地域性というのはかなり色濃いかと思っております。地域づくりを積極的に取り組んでいるエリアですと、高齢の方とか、身寄りのない方が多いエリアに行きますと、相談支援に注力しながら活動されている地域包括支援センター、やはり人口の年齢層ですとか、家族構成ですとか、そういったもので、包括支援センターの対応状況、活動状況というのは変わってるのかと思います。今この重点取組として、取りあげておりますのは、苫小牧市として全域で進めていかなければならないというところではあるのですが、あるべき姿というものを、やはり全体にお示しした中で、当然濃淡はあるのですが、各地域包括支援センターで、取組みが進められるように、進めるためにはどういったところを解消していくかを、市や社協さん、包括さん、時には他の支援機関の皆さんと、しっかり課題を、同じ認識に立って解決できるように取組みを進めていくべきではと思っております。そうした連携が今後ますます求められていくのかと思っております。以上です。

(事務局：草賀)

先程の回答の不足していた部分について、再度回答させていただきます。運営方針を包括支援センターとどのように共有しているのかという部分ですが、運営方針については、地域包括支援

センターの管理者会議で説明したことと、先程全体会でも共有するというふうにお伝えしましたが、先程も説明させていただきました、令和5年度の一般介護予防事業の評価会議で出された、地域包括支援センター間の意見から、今後の重点取組として必要なことを考えました。具体的な取組については、地域包括支援センターの連絡協議会の中に各部会がありまして、その保健師看護師部会で、具体的にどのように介護予防を進めていくか協議していければと考えています。また、令和4年度から、地域包括支援センターと社会福祉協議会のSC、介護福祉課と毎月1回、包括支援センターの業務や事業について共有したり、検討する時間を設けておりまして、令和6年度につきましても、その時間を活用して、今後の取組について意見を出したり、実施していくよう進めていこうと考えています。

(森田委員)

包括で色々関わりがある中で思うのですけれども、やはり非常に濃淡があるというか、色々な事業において濃淡があるで、僕は前期からもずっとこの会議に出てましたけれども、包括の業務量が年々増えていき、業務負担がかかっていく中で、重点取組のこのような目標を明示することによって、やることは見えてはくると思いますが、今までやっていた業務と今これから入ってくる業務が、どういったところがオーバーラップをしていて、またこれが新たなものになるのか、その辺を包括が整理できていかないと、結局、また業務が増えていくというイメージに包括は捉えていってしまう。せっかくこれほど良い方向性が示しているのに、それをもう少し、包括の今の業務に合わせて、市側として少しその整理をかける時間というのも、合わせて必要なかなとは見てて思ったんですよ。また、地域共生社会というか、2025年のことも載ってますけれども、どちらかというと2025年はもうすぐであって、これから2040年に向けて考えていかなければいけない問題が出てくるわけです。すぐ目の前の問題よりも、今後2040年の問題を考えていった時に、この3年計画が終わり次に切り替わった時に、2040年問題をどう考えていくか、その先も踏まえながら、うまく包括が回るような形、地域共生ができるような形を少しずつ作っていく。この足がかりだということを、包括の方に認識をしていただいて、かつ地域住民の方に自助互助の部分、自分の健康は自分で守る介護予防について、やはり啓発ももっと強くやっていかないといけない。多分、これからの時代はどんどん生産年齢人口が減っていく中では、より厳しくなっていくという気がしますので、まずは包括と市がうまくここを整理し、業務をうまくコンパクトに、かつ進むような形で少しサポートしてあげると、この重点課題・目標がうまく進んでいくのではないかと思いますので、そこをぜひご検討いただければと思います。

(事務局：佐藤課長)

ありがとうございます。この重点目標に掲げた取組が多々ございますけれども、この中には業務負担を何とか軽減したいという狙いを持って、入れている取組もございます。3月に議会が終わりまして、令和6年度の予算も承認いただきましたけれども、どのエリアにどのような地域資源があるのかというものを地図情報のデータを使ってマップ化をして、支援をする側の皆さんが使えるように、システム化をしていきたいと思っているんですね。それが市役所であったり、社協さんであったり、地域包括支援センターであったり、あるいはケアマネ事業所さんであったり

り、同じ資源情報をみんなで同じ情報を見ながら支援活動できるようにシステム化を行っていきたいと思っています。なぜそのようにしていきたいかという、やはりその重層的支援体制の整備を、見据えた時に、業務をいかに効率化していくかということが非常に大切だという思いがございまして、そうした取組みも少し入れながら、次年度は進めてまいりたいと思っています。重点目標で掲げたものの本当に意図することはどういうところにあるのかということ、しっかり各包括さんとコミュニケーションを取って、本当の狙いはどこにあるのだろうということをしつかりと共有しなければ、なかなか進んで行かない。市と包括さんとイメージのギャップがあると、これはうまくいかないと思っております。幸いなことに包括さんや、色々な支援機関とコミュニケーションを取る機会が増えておりますので、そうした機会を捉まえて、しっかりとこの取り組むべきものを、同じイメージを持って進めてまいりたいと思っております。先々を見据えてどのようなことが求められてくるのかということも、合わせて議論することも必要ではないかと思っております。以上でございます。

議事（２） 令和５年度地域密着型サービス事業所等の指導監査の実施状況について

（事務局：佐藤主査）

資料２をご覧ください。

本市では、介護サービスの質の確保と向上を図るとともに、事業所の運営の適正化を図るため、介護保険法の規定に基づき、市内の地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所を対象とした指導監査を行っています。

指導監査のうち「指導」には、年１回以上、講義形式で実施する集団指導のほか、対象となる事業所を訪問し、指導調書を基に聞き取りを行いながら書類の確認等を行うことを基本とする運営指導があります。

一方、指導監査のうち「監査」は、必要に応じて行うものであり、運営指導の最中に確認した事実や通報により聞き取った事実などから、介護報酬の請求について不正が行われていると疑われる場合などに、法律上の根拠をもって、施設への立ち入り、関係書類の検査、関係者からの聞き取り調査などを行い、事実関係を把握した上で公正かつ適切な措置を行うことを主眼とするものです。

本日は、令和５年度の運営指導及び監査の結果について、報告いたします。

まず、運営指導につきましては、地域密着型通所介護５か所、小規模多機能型居宅介護３か所、認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホーム１０か所、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、いわゆる小規模特養２か所、居宅介護支援２か所、介護予防支援３か所の、合計２５か所で指導を実施しました。

運営指導の結果は、必要に応じて、比較的軽微な指摘を行う口頭指導、または、後日改善状況報告書の提出を求める文書指導を行うこととされておりますが、令和５年度は、後ほどご説明する監査に至った２か所を除いて、指導事項がなかった事業所が３か所、口頭指導のみの事業所が１５か所、文書指導をした事業所が５か所ございました。

主な指導内容ですが、口頭指導については、勤務体制の確保として、従業員の勤務表の作成に不備があるものや、内容及び手続の説明及び同意として、重要事項説明書における記載

事項に不備があるものなどがありました。また、計画の作成において、モニタリングやサービス担当者会議の内容が十分に計画に反映されていないものや、設定された目標について、その達成状況について記載がなく、これを踏まえた計画作成がなされていないものなどがありました。

また、文書指導については、グループホームにおいて、ケアプランを作成する担当者が複数いる場合、資格者は無資格者の業務を監督しなければならないという決まりがあるのですが、これが適切になされていないと判断されたものや、地域との交流などを促す運営推進会議を、規定の回数行っていないものなどがありました。また、計画の作成において、利用者の多くについて画一的なものとなっており、目標に対する評価も「継続」などの記載にとどまっているなど、具体的なものとなっていなかったものなどがありました。

次に、監査を行った事業所につきましては、先程の運営指導の結果、介護報酬の請求について不正が行われていることなどが疑われたグループホーム2か所と、通報により聞き取った内容をもとに、運営指導を経ずに直接監査を行った事業所が、地域密着型通所介護で1か所の、合計3か所ございました。

監査の結果、不正請求など法律上の処分事由に該当したときは、事業所の指定取消などの行政処分を行うこととなりますが、確認できた内容が処分事由まで至らない場合などには、勧告や指導など、運営指導上の文書指導や口頭指導と事実上同じ効果をもたらすものととどまることとなります。

今回の監査の結果につきましては、まずグループホーム2か所については、不正の目的をもった請求の事実はございませんでした。したがって、勧告や指導にとどまるものとなっております。具体的な指導事項としては、ケアプランの作成が長期にわたり行われていなかったことや、加算の取得要件について認識に誤りがあったことなどとなっております。

一方、地域密着型通所介護1か所に対する監査につきましては、そちらの資料では2月末現在において協議中となっておりますが、今月に入り、協議が終了しました。現在、行政手続法に基づき、事業者に対しまして、「行政処分を実施する予定であるため、何か弁明がある場合は申し出てください」という通知を送付し、その回答待ちとなっております。したがって、この具体的な内容につきましては、継続中の案件であることから、大変申し訳ございませんが、ご説明を控えさせていただきます。ただし、決して虐待など、利用者の方が大きな不利益を被るようなことがあったわけではございません。また、処分の内容としましても、現在利用者の方がいらっしゃることなどを考慮し、指定の取消しまでは行わない予定であることは、お伝えさせていただきます。

以上の指導事項などについては、項目のみではありますが、一覧表として資料にまとめていますので、ご参照いただければと思います。

最後に、今後の実施予定ですが、令和6年度においても、介護サービスの質の確保と向上を図るとともに、事業所の運営の適正化に資するため、事業所に対する指導監査を継続して実施することとしており、26か所の運営指導を予定しているところです。

報告は、以上でございます。

【質疑内容】

(伊藤(康)委員)

加算関係の指導が結構多いのですが、具体的にこの加算での指導というのは、加算の認識が違ったことよっての指導と先ほど説明がありましたが、その他に加算の関係とはどういところか指導対象になったのかを知りたいと思いました。また、監査に関して、虐待等ではないとして利用者さんに不利益を被るものではないということは分かったのですが、指定を取り消したとか、そういうような重大なものではないという認識で良かったのでしょうか。実は道内の社協で指定取消になるような違反があったのですが、指定取消にしたらサービスがなくなるので、そうすると市民が困るので、それを理由に行政側が見逃して、それが大問題になったことが何年か前にあったのですが、そういうことではないということでしょうか。

(事務局：佐藤主査)

加算の算定について、例えばですが、グループホームにおきまして夜間の職員をプラスで配置することで、取れる加算というものがあるのですが、それは同じ事業所内にいなければならないのか、あるいは隣接する同じ法人が経営する事業所内でいけばいいのかといった、そういったところでの認識の誤りであったり、看取りの介護についての加算などがあるのですけれども、そういったものについて、看取りについてこうやっていけばいいというわけではなくて、ちゃんと従業者の皆さんに看取りの指針というものが作成されていて、そういったものを周知されていなければならない。それによって実効的な看取り介護ができるというような加算のルールがあったりするるので、そういったところの要件が認識不足によって事務が適切にされていなかったといったような事実はございました。また、監査についてですが、国が示している監査のマニュアル的なものが例としてあるのですが、そちらにある程度このような場合はこのぐらいの重さでというようなものが書いてございます。今回細かいところは申し上げることは難しいですが、おっしゃるとおり、その利用者さんに何か被害が大きいものがあつたわけではないということです。あとはその現状になっているということもありまして、指導・監査に入った時は改善が必要だったけれど、今はもうその状態が改善されていて安心できる状態になっている。あるいは、改善が必要なためにサービスがなくなってしまった場合は、実際に困るのはもちろん事業者もそうなんですけども、利用者さんが一番困ってしまうということもあるので、我々としてはそういったことも、利用者保護の一つとしては考えておりまして、仮に今回初めて指定取消レベルのものであつたとしても、その段階を一つ下げる、あるいは二つだけということで、取消しまではいかに一定期間の利用者の受け入れ停止であるとか、そういったことを現在検討はしている状況でございます。以上となります。よろしいでしょうか。

(伊藤(康)委員)

加算のことなのですが、認識が違うということは、要はその加算の体制なり、加算対応はできていない状況だけれど、加算分を請求していたということですよ。となると、それが

ずっと指導を受けて、それを是正して今後はそのようにします。それまでのやっていたことの認識が違ふということに関しては、報酬の返還みたいなものを求めたりしているのですよね。それとその認識が違ふというのは、少し考え辛いかと私は思うのですけれど、意図的にとかそのようなことはないのでしょうか。

(事務局：佐藤主査)

まさしく、そこが不正かどうかというところでございまして、ほとんどの場合はやはりいわゆる過誤調整というものです。間違っていたので、ここを遡って訂正して、お金を戻したりしてくださいというようなことをお願いしますけども、今回不正請求の疑いがあったというのも、まさにこれが意図的になされていたのではないというような、様々なところからの情報のございまして、それで具体的な事実の確認をしたところでございます。結果としてその関係者の方に聴き取りを行った結果、決して意図的なものではなくて、単純に認識が誤っていたということでしたので、そこで今回はあくまでも過誤調整というようなことにはしておりました。まさしく今おっしゃっていただいたとおり、その不正かどうかというところが見極めの最も難しいところでございます。仮にこれは不正だということを認識しながら、あえてやっていたということが、本人が言う場合はあまり多くはないかもしれないですけども、そういった事情が分かった場合は本当の不正請求として、過誤調整ではなく行政処分によって返還を命じるということになってくるものと考えております。

(吉田委員)

この指導監査の中で、口頭でもうそうですし、それから文書でもそうなのですが、先ほど勤務体制の確保の中で、勤務体制の不備からうまくいってないという話があったのですが、あちこちにこのような施設が散見されるのです。どういう形なのですか。勤務体制の確保等と書かれているのですが、ちょっと意味が分からなかったです。先ほど勤務体制の不備と話がありましたが、例えば人が足りないためにこのようなことが起きているのか、どういう対応でこのようなことが起きているのか。やはりちゃんとできないと施設も大変なことではないかと僕は思っているのですが、これをお聞きしたいです。

(事務局：佐藤主査)

こちらに記載した、勤務体制で、先程申し上げた勤務表の不備というのはほとんどが、兼務体制が明確になっていなかったというものでございます。おっしゃるとおり、介護人材が不足していて、それも一因ではあるのですが、どうしても介護事業所ではその複数の役割の人を置かなければいけませんというルールがあります。それを兼務によってこの人は例えば管理者でもあるけれど、ケアプランを作る担当者でもあるというような場合がございます。そういった場合は苦小牧市としては管理者として、この時間からこの時間まで何時間勤務して、ケアプランを作成する担当として何時間から何時間ここで勤務しますということを書かなくてはいけないのです。一般的なシフト表だったら、この人は何時間という書き方だと思うのですが、そこを分けて、この人は管理者として何時間、ケアプランとして何時間と

いうふうに書いてくださいというお願いをしているところなのですが、やはりその現場での分かりやすさを重視してしまうと、この人は何時から何時までというような書き方をしてしまう事業所が多いです。そこは申し訳ないのですが、市としても人員基準が満たされているかどうか確認しなければならないので、担当者ごとで分けて兼務している場合は役割ごとに分けて書いてくださいというような指導をしており、基本的にはそういった内容のものになっております。ですので、おっしゃっていただいたとおり、人員不足ももしかしたらその一因というか原因にはなっているかもしれないです。

議事（３） 令和５年度地域密着型サービスの事業所の指定状況について

（事務局：佐藤主査）

資料３をご覧ください。

初めに、地域密着型サービスの指定状況ですが、令和６年３月３１日時点で、各サービスの指定を受けている事業所の数は、表のとおりとなっています。

次に、令和５年度に新規の指定を受けた事業所については、地域密着型通所介護で３件、地域密着型特定施設入居者生活介護で１件ございました。

これらの新規指定を行った事業所について、資料の概要を説明させていただきます。

初めに、（１）の地域密着型通所介護につきまして、１番目の作業活動型デイ「こぶし」で、指定日は令和５年１０月１日。所在地は、本幸町１丁目。申請者は、株式会社コミュニティ苫小牧。なお、こちらにつきましては、もともと同施設において、地域密着型ではない通所介護の「デイサービスセンターこぶし」を運営しておりましたが、こちらを地域密着型の通所介護へ変更したものと伺っております。

続きまして、２番目のにじいろ春日店ですが、指定日は、令和５年１０月１日、所在地は、春日町３丁目。申請者は、株式会社らいふばでいです。

３番目のデイサービス和みの森は、指定日が令和５年１１月１３日、所在地が宮の森町１丁目、申請者は合同会社エヌ・エートレーディングです。

次に、（２）地域密着型特定施設入居者生活介護ですが、地域密着型特定施設入居者生活介護楓で、指定日は、令和５年１１月１日。所在地は、豊川町２丁目。申請者は、有限会社ライフデザインです。

資料の３番、更新指定については、今後３月末までに指定の予定である事業所を含めて、地域密着型通所介護で８件、小規模多機能型居宅介護で２件、認知症対応型共同生活介護で４件、地域密着型特定施設入居者生活介護で１件、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護で２件となっています。これらの更新指定を行った事業所の概要については、資料でご確認をお願いします。

なお、これらの新規、更新指定を行った事業所については、運営に関する基準を満たしていますので、それぞれ指定日に指定を行っており、指定の有効期間は、指定日から６年間となっています。

【質疑内容】

なし

(4) その他

(事務局：草賀主査)

第10期第3回地域包括支援センター運営協議会は令和6年6月末頃に開催予定です。近くなりましたらご案内いたします。以上です。

〈 閉 会 〉 19時20分